



平成 20 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヒ ュ ー ネ ッ ト  
代表者名 代表取締役社長 兵 頭 利 広  
( J A S D A Q : コード番号 8836 )  
問 合 せ 先 総 務 課 長 杉 山 顯 士  
( T E L : 0 3 - 5 5 7 5 - 6 5 9 1 )

(訂正)「第三者割当による優先株式の発行に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 25 日開催予定の第 62 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、平成 19 年 5 月 25 日付「第三者割当による優先株式の発行に関するお知らせ」にて開示しました発行要領につき下記のとおり、一部訂正することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

第 61 回定時株主総会にて、発行のご承認をいただきました優先株式について、取締役会で定める対価を請求することができる期間として平成 21 年 1 月 31 日以降、平成 29 年 7 月 31 日までの間としておりました。また、本優先株主は月間に当該優先株式払込時点の上場株式数の 10% を超える株式取得請求権を設けておりましたが、株式の転換時期を早めるとともに転換制限を設けないことにより、優先株式の取得ならびに株式転換を促進するため変更するものです。

2. 訂正の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

訂 正 前	訂 正 後
<p>(13) 対価を当会社の普通株式とする取得請求権 本優先株主は、<u>平成 21 年 1 月 31 日</u>以降、平成 29 年 7 月 31 日までの間、A 種優先株式の全部又は一部を、A 種優先株式 1 株につき普通株式数 4 株の割合で A 種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。当該転換の効力は、別途本会社が定める転換請求書その他必要書類が転換請求受付場所に到着したときに発生する。 (以下省略)</p> <p><u>(14) 転換制限</u> 本優先株主は月間に当該優先株式払込時点の上場株式数の 10% を超える株式取得請求権を行使しない。 (15) 本優先株主は、<u>平成 21 年 1 月 31 日</u>以降、平成 29 年 7 月 31 日までの間、A 種優先株式の全部又は一部を、当会社に対して、A 種優先株式 1 株につき 50 円の割合で買い取ることを請求することができる。 (以下省略)</p>	<p>(13) 対価を当会社の普通株式とする取得請求権 本優先株主は、<u>平成 20 年 7 月 31 日</u>以降、平成 29 年 7 月 31 日までの間、A 種優先株式の全部又は一部を、A 種優先株式 1 株につき普通株式数 4 株の割合で A 種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。当該転換の効力は、別途本会社が定める転換請求書その他必要書類が転換請求受付場所に到着したときに発生する。 (以下省略)</p> <p><u>(14) 転換制限</u> (削除)</p> <p>(15) 本優先株主は、<u>平成 20 年 7 月 31 日</u>以降、平成 29 年 7 月 31 日までの間、A 種優先株式の全部又は一部を、当会社に対して、A 種優先株式 1 株につき 50 円の割合で買い取ることを請求することができる。 (以下省略)</p>

以 上